仕　様　書

1　件名

広島市産業振興センターパーソナルコンピュータ及びその付属物の賃貸借

2　賃貸借物件

⑴　別紙「機器等仕様書」の条件を満たすこと。

⑵　賃貸借期間中における修理部品の供給が可能であること。

3　納入・設置場所

⑴　広島市西区草津新町一丁目２１番３５号（広島ミクシス・ビル内）
公益財団法人広島市産業振興センター

⑵　広島市中区千田町三丁目８番２４号（広島市工業技術センター内）
公益財団法人広島市産業振興センター　工業技術センター

4　納入、設置等

⑴　パーソナルコンピュータ関連

ア　パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）は賃借人が指定する場所に設置し、インターネットに接続できるよう設定するとともに、設定内容を記載した書類を賃借人に提出すること。

イ　電子メール（Microsoft® Outlook）がすぐに利用できるよう、各パソコンに賃借人が別途契約しているアカウントの設定やアドレス帳の移行を行うこと。

ウ　賃借人が令和８年１２月３１日まで利用するパーソナルコンピュータ（以下「旧パソコン」という。）のデータを納入、設置するパソコンに移行すること。（旧パソコンごとに賃借人が作成した「移行用フォルダ」の移行）

エ　賃借人が指定するファイルサーバ内のフォルダを、各パソコンのネットワークドライブ（Z ドライブ）として割り当てを行うこと。

⑵　その他

ア　賃借人が別途契約しているプリンタは、ネットワークプリンタとしてサーバを経由することなくパソコンから印刷できるよう設定するとともに、設定内容を記載した書類を賃借人に提出すること。

イ　基本ソフト（Microsoft® Windows）及び賃借人が別途契約しているウィルス対策ソフト（Dr.Web）のアップデートを自動実行できるように設定すること。

ウ　セットアップにあたっては、ソフトウェアのインストール等を済ませ、各機器が最良の状態で使用できるように調整し、完全に動作することを確認するとともに、必要なユーザー登録を行うこと。

エ　全てのソフトウェアには、納入時において最新のセキュリティ対策や障害対策に

関する修正モジュールがあれば、それらを適応しておくとともに、添付されるサンプルプログラム、サンプルデータ等が、支障なく利用できること。

オ　賃借人が別途契約しているＬＡＮシステムの借上一式（広島市産業振興センター分）（以下「ＬＡＮシステム契約」という。）の仕様書「別紙３　セキュリティ対策等」を考慮するとともに、必要に応じてＬＡＮシステム契約の受注者に確認のうえ、設定等を行うこと。

カ　パソコン納入時の基本的状態に戻すためのマスターＣＤを作成し、賃借人に提出すること。

キ　パソコンのＩＰアドレス、ユーザアカウント、パスワードについては、契約締結後に賃借人が別途提示する。

ク　納入、設置等を行う日程は、賃借人と協議すること。

５　パソコン及びその付属物の管理

賃借人は、善良な管理者の注意をもってパソコン及びその付属物（以下「パソコン等」という。）を管理し、賃貸人は、パソコン等に識別票（契約名、賃貸人名、賃貸借期間、連絡先、番号（整理番号）等）を貼付すること。

６　操作説明

⑴　引渡し後、パソコン等の基本操作説明及びソフトの基本操作説明を実施すること。

⑵　説明の実施については、賃借人と協議し、その指示に従い責任をもって行うこと。

７　納入期限

令和８年１２月２８日

８　賃貸借期間

令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで

９　検査受領

設置後、速やかに賃借人の検査職員に報告し、検査職員立会いのうえ、検査を受けること。

10　ライセンス契約

⑴　ライセンス契約については、契約期間中に必要となる費用を含めること。

⑵　ライセンス契約については、賃借人の代わりに必要な登録作業等を行うこと。

⑶　ライセンス更新が必要なソフトについて、契約期間中に必要な費用は本調達に含まれること。

11　保守内容及び保守体制

⑴　賃貸人は、賃貸借期間中、パソコン等が正常に動作するよう必要な保守（修繕・交換等を含む。以下同じ。）を行うこと。

⑵　賃貸人は保守に関する受付窓口を設けるものとする。受付時間は９時から１７時まで（土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日。以下同じ。）及び１２月２９日から翌年１月３日までの６日間を除く。）とする。

⑶　パソコン等に障害が発生し、復旧や修理等の依頼を受けたときは、直ちに専門技術者を派遣し、復旧や修理等の作業に着手し障害の切り分けを行うこと。

　また、ネットワークの不具合に起因すると考えられる障害に対しても原因確認に努め、ネットワーク事業者と連絡を取り合うなどして復旧対応を行うこと。

　なお、賃借人が簡単な操作等を行うことにより復旧が可能であると、賃借人又は賃貸人が判断できる場合には、電話対応によることができるものとする。

⑷　復旧や修理等が必要となった場合、賃貸人は迅速に各種対応（パソコン等の設定、部品の交換・修理等）を行い、受付当日又は翌日に復旧や修理等を行うものとする（訪問修理を含む。）。ただし、土曜日、日曜日及び休日は、保守に関する受付のみとし、復旧や修理等を賃借人の翌営業日に行うことができるものとする。また、やむを得ない事情により受付当日又は翌日に復旧や修理が困難な場合は、速やかに賃借人と協議を行い、賃借人の指示に従うものとする。

⑸　パソコン等に障害が発生し、復旧や修理等に日数を要し賃借人の業務に支障が生じるときは、その期間中代替機を設置すること。

⑹　保守に関する一切の経費（部品代、出張費及び技術料を含み、消耗品代（ケーブル類）を除く。）は、賃貸人の負担とする。

⑺　交換して不要となった部品等については、賃貸人が適正に廃棄処分するものとする。

12　パソコン等の撤去

⑴　賃貸借期間満了後、賃貸人は、賃借人と日程を協議し、パソコン等を撤去するものとする。

⑵　撤去するパソコン等に記録しているデータは、復元できないよう、賃借人と協議のうえ、専用ソフトを利用するなど確実な方法で完全に消去するものとする。

⑶　パソコン等の撤去の際、データを復元できないよう削除したことが確認できる書類を提出するものとする。

⑷　⑴から⑶の実施に係る一切の経費は、賃貸人が負担するものとする。

13　その他

　本件に関する疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。また、協議後に、賃貸人は協議録を作成し、賃借人に提出する

ものとする。

機器等仕様書

以下の仕様を全て満たす機器の組み合わせで、かつ最新の機器で構成された物であること。

1　事務用パーソナルコンピュータ

（1）ハードウェア

要件		仕様	数量
本体	OS	Microsoft(R) Windows 11 Pro 64bit　日本語版	16
	CPU	インテル® Core Ultra 5 125U 同等以上	
	形状	軽量モバイルノートブック	
	メモリ	16GB以上	
	内蔵ストレージ	SSD 256GB以上	
	ディスプレイ	14.0インチ ワイド　Full HD 解像度1920×1080ピクセル以上、又は1920×1200ピクセル以上の表示が可能なもの	
	ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠、Wake on LAN対応 Wi-Fi 6E (2.4Gbps)対応、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠、MU-MIMO対応	
	ディスプレイ出力	HDMI×1	
	USB	Type-A　USB3.2 ×2 Type-C Thunderbolt(TM)4　USB4　×2	
	キーボード	日本語JIS配列準拠（テンキーなし）	
	内蔵バッテリ	リチウムイオン50Wh以上	
	電源類	ACアダプタ	
マウス		USBマウス（光学式）	16
外付け光学ドライブ		なし	-
その他		リカバリディスク及びドライバディスク添付	16
		5年間翌日訪問修理	16

（2）ソフトウェア

	仕様	数量
総合ソフトウェア	Microsoft(R)　Office LTSC ProfessionalPlus 2024	16
PDF閲覧用ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader（最新版）	16

2　管理用パーソナルコンピュータ

（1）ハードウェア

要件		仕様	数量
本体	OS	Microsoft(R) Windows 11 Pro 64bit　日本語版	2
	形状	コンパクト型デスクトップ	
	CPU	インテル® Core™ Core i5-13400プロセッサー　同等以上	
	メモリ	16GB以上	
	内蔵ストレージ	SSD 512GB以上	
	内蔵光学ドライブ	スーパーマルチドライブ	
	ネットワーク	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠、Wake on LAN対応	
	ディスプレイ出力	DisplayPort(音声出力対応)×1 HDMI×1	
	USB	Type-A　USB2.0　×4、USB3.2　×4 Type-C　USB3.2　×1	
	ＰＣＩスロット	PCI Express x1 ×1	
	電源ケーブル	平行2Pアース付（2P変換プラグ添付）	
ディスプレイ		21.5型ワイドTFTカラー液晶（アンチグレア処理）	2
		解像度　1920×1080ドット以上	
キーボード		USBキーボード（日本語109キーJIS配列準拠）	2
マウス		USBマウス（光学式）	2
その他		リカバリディスク及びドライバディスク添付	2
		5年間翌日訪問修理	2

（2）ソフトウェア

	仕様	数量
総合ソフトウェア	Microsoft(R)　Office LTSC ProfessionalPlus 2024	2
PDF作成ソフトウェア	いきなりPDF COMPLETE（最新版）	2
メール配信ソフトウェア	メールマジックプロフェッショナル（最新版）	2

別紙３　セキュリティ対策等

１　クライアントパソコンのウイルス対策管理

⑴　仮想サーバ仕様

ウイルス対策サーバの仕様のとおり

⑵　ソフトウェア仕様

ア　全世界で収集されたウイルス情報を解析する機関を独自で有し、ウイルス定義ファイルを１日１回以上更新する事が可能な環境及び機能を有していること。

イ　リアルタイムスキャン機能、スケジュールスキャン機能を有すること。スケジュールスキャンの設定を「日」、「週」、「月」単位で設定することが可能であること。

ウ　ヒューリスティック技術を搭載し、新種・亜種等の未知のウイルスも検出する機能を有すること。また、この機能がＷａｎｎａＣｒｙなど大規模感染を起こしたランサムウェアに対して検知実績があること。

エ　メモリ上に存在する未知のウイルスに対しても検出する事が可能な「振る舞い検知」の機能を有すること。

オ　定義ファイルで検知しないウイルスの場合、振る舞い検知により、トロイの木馬、キーロガーや未知のマルウェアの検出機能を有すること。なお、ウイルス対策ソフトは全てのマルウェアの検知・駆除・復旧を保証するものではない。

カ　外部デバイスの利用制限機能を有すること。

キ　ウイルス対策サーバから対象デバイスへ最新の定義ファイルを配信する機能を有すること。

ク　ファイルダウンロード先のＵＲＬに関するレピュテーション(評価)機能を有しており、評価によってダウンロードの可能／不可能を決定する事が出来ること。

ケ　シングルコンソール（統一管理ツール）で管理が可能なこと。

コ　ダウンロードをするファイルのマルウェアを検知し、世界規模で展開しているセキュリティ解析機関にて管理をしている脅威情報と同期を取り、感染を防止させる機能を有していること。設定により、アーカイブやインストーラのスキャンが実施可能であること。

サ　ウイルス検出時、管理者宛てにメールで通知する機能を有すること。

シ　アンチウイルスの定義ファイルを更新する機能があり、インターネットを通じて入手する事が可能なこと。

ス　ウイルススキャンの状況、パソコン／サーバのウイルス定義ファイルの状態が、把握出来る機能を有すること。

セ　アンチウイルスソフト自体が、ウイルスからの攻撃により破壊されないために高度な自己防衛機能を有していること。

ソ　アンチウイルスソフトのメーカにて、ランサムウェア被害の暗号化ファイルを復号化するサービスを有しており、多数の復号化実績を持つこと。

２　サーバのウイルス対策管理

⑴　仮想サーバ仕様

ウイルス対策サーバの仕様のとおり

⑵　ソフトウェア仕様

ア　全世界で収集されたウイルス情報を解析する機関を独自で有し、ウイルス定義ファイルを１日１回以上更新する事が可能な環境及び機能を有していること。

イ　リアルタイムスキャン機能、スケジュールスキャン機能を有すること。スケジュールスキャンの設定を「日」、「週」、「月」単位で設定することが可能であること。

ウ　ヒューリスティック技術を搭載し、新種・亜種等の未知のウイルスも検出する機能を有する

こと。また、この機能がＷａｎｎａＣｒｙなど大規模感染を起こしたランサムウェアに対して検知実績があること。

エ　Ｗｉｎｄｏｗｓ環境において、メモリ上に存在する未知のウイルスに対しても検出する事が可能な「振る舞い検知」の機能を有すること。

オ　定義ファイルで検知しないウイルスの場合、振る舞い検知により、トロイの木馬、キーロガーや未知のマルウェアの検出機能を有すること。なお、ウイルス対策ソフトは全てのマルウェアの検知・駆除・復旧を保証するものではない。

カ　ウイルス対策サーバから対象デバイスへ最新の定義ファイルを配信する機能を有すること。

キ　シングルコンソール（統一管理ツール）で管理が可能なこと。

ク　ウイルス検出時、管理者宛てにメールで通知する機能を有すること。

ケ　アンチウイルスの定義ファイルを更新する機能があり、インターネットを通じて入手する事が可能なこと。

コ　ウイルススキャンの状況、パソコン／サーバのウイルス定義ファイルの状態が、把握出来る機能を有すること。

サ　アンチウイルスソフト自体が、ウイルスからの攻撃により破壊されないために高度な自己防衛機能を有していること。

シ　アンチウイルスソフトのメーカにて、ランサムウェア被害の暗号化ファイルを復号化するサービスを有しており、多数の復号化実績を持つこと。

３　ウイルス対策、ＵＲＬフィルタリング対策

⑴　ハードウェア仕様

ファイアウォールの仕様のとおり

⑵　機能仕様（ウイルス対策）

ア　メール、Ｗｅｂアクセストラフィックへのウイルスチェック機能を有すること。なお、ウイルス対策機能は全てのマルウェアの検知・駆除を保証するものではない。

イ　ウイルスチェックのためのデータベースを持ち、自動更新がされること。

⑶　機能仕様（ＵＲＬフィルタリング）

ア　Ｗｅｂアクセス時のＵＲＬフィルタリング機能を有すること。

イ　ＵＲＬ／ＩＰレベルでリサーチされたＷｅｂコンテンツカテゴリーによる分類がなされ、フィルタリングできること。

ウ　Ｗｅｂコンテンツカテゴリーの自動更新機能を有すること。

４　スパム対策、ウイルス対策（メール）

⑴　ハードウェア仕様(仮想サーバも可)

ア　スパム対策機能、メールのウイルスチェックの機能を有すること。

イ　１日に処理可能なＥメール数として、４５万通／日程度の処理能力を有すること。

⑵　機能仕様（ウイルス対策）

ア　メール、Ｗｅｂアクセストラフィックへのウイルスチェック機能を有すること。なお、ウイルス対策機能は全てのマルウェアの検知・駆除を保証するものではない。

イ　ウイルスチェックのためのデータベースを持ち、自動更新がされること。

⑶　機能仕様（スパムメール対策）

ア　ＩＰアドレスチェック、Ｅ－ｍａｉｌアドレスチェックやリバースＤＮＳルックアップなど複数のアンチスパムフィルタを装備し、スパムの可能性があるメールをブロック、タグ付けする機能を有すること。なお、スパム判定できないメールがあることを前提とする。

イ　スパム検索するデータベースを有し、自動更新がされること。

５　既知／未知の脅威への対応　（２台）【アプライアンスサーバ】

⑴　ハードウェア仕様

ア　１０／１００／１０００　Ｂａｓｅ－ＴＸのイーサネットポートを４つ以上有していること。

イ　８ＧＢ以上のメモリを搭載していること。

ウ　スループットとして、６１０Ｍｂｐｓ以上の性能を有すること。

⑵　ソフトウェア仕様

ア　ポートミラーリング機能にて複製された通信を検査する機能を有し、ネットワークのパフォーマンスに影響なく設置、運用が可能なこと。

イ　標的型攻撃対策として、定義ファイルで検知されず侵入してきたマルウェアに対して、ネットワーク的な観点でマルウェアを見つけ出すことができる機能を有すること（ボット、スパイウェアなど）。なお、全てのマルウェア感染の検知を保証するものではない。

ウ　標的型攻撃の防御のために未知のマルウェアを含め、ウイルス／スパイウェアに感染しているパソコンをＩＰアドレスで特定し、その通信を監視、ボット通信の検知を行う機能を有していること。なお、全ての感染の検知を保証するものではない。

エ　悪意あるＷｅｂサイトの閲覧を検知し、ブロックする機能を有すること。

オ　マルウェアとインターネット上指令サイト（Ｃ＆Ｃサーバ）との通信を検知、ブロックする機能を有すること。なお、全てのＣ＆Ｃサーバとの通信の検知を保証するものではない。

カ　マルウェアサイト及びＣ＆Ｃサーバに関する情報を随時アップデートし通信を監視できること。

キ　一定以上の期間／人数で評価を行った検知対象ファイルの評価に基づいた、疑わしいファイル／アプリケーションを検知出来る機能・振る舞い検知の機能を有すること。

ク　レポート機能を有し、各種インシデントを可視化出来る機能を有すること。

ケ　ファイアウォールが同等機能を有する場合、ファイアウォールと統合する構成も可とする。

６　クライアントパソコンのセキュリティ状況管理

⑴　マスターサーバ兼ログ解析サーバ　仮想サーバ仕様

ア　ＣＰＵは、オーバーコミットせず、仮想ＣＰＵを４個以上割り当てること。

イ　メモリは、オーバーコミットせず、４ＧＢ以上の仮想メモリを割り当てること。

ウ　ハードディスク利用可能領域として３２０ＧＢ以上を割り当てること。

エ　ＯＳはＷｉｎｄｏｗｓ　Ｓｅｒｖｅｒ　２０２２と同等以上の機能を有すること。

⑵　データサーバ 仮想サーバ仕様

ア　ＣＰＵは、オーバーコミットせず、仮想ＣＰＵを４個以上割り当てること。

イ　メモリは、オーバーコミットせず、４ＧＢ以上の仮想メモリを割り当てること。

ウ　ハードディスク利用可能領域として９９０ＧＢ以上を割り当てること。

エ　ＯＳはＷｉｎｄｏｗｓ　Ｓｅｒｖｅｒ　２０２２と同等以上の機能を有すること。

⑶　基本要件

ア　サービスの開発元は国内企業とし、国内で開発されたシステムで日本語化対応であること。

イ　管理者によるポリシー（設定情報）の配付、セキュリティ診断結果及び資産管理情報の収集が可能で、毎月の保守報告と合わせて、各共同利用団体に収集した情報の概要等について報告すること。

ウ　クライアントライセンスをクライアントパソコンの台数分準備すること。

エ　クライアントパソコンの動作環境を確認し、動作環境が不十分な場合は、共同利用団体に対して必要な助言を行うこと。ただし、メモリの増設等クライアントパソコンの動作環境に係る経費は、本契約に含まれない。

⑷　管理者機能

ア　日々の全体把握を管理者及び各共同利用団体が即座にできるよう、クライアントパソコンの操作画面を管理端末で表示する機能を有し、それぞれの主要な機能について、操作画面内で、説明を表示できること。

イ　アラート発生時におけるクライアントパソコン操作画面を、マウスカーソルの位置が強調された形式で表示し、不正操作及び誤操作発生時に早期の問題把握ができる機能を有すること。

ウ　管理者パソコンから各共同利用団体の拠点施設単位もしくは全クライアントに対し、一斉にポリシーの適用ができる機能を有すること。

エ　収集したログに基づいて、事前定義されたルールに反した際に、その操作ログはアラートログとして、ログ閲覧画面および検索画面にて、アラート項目の優先順位に応じて３段階以上に色分けして表示できること。

⑸　セキュリティ関連機能

ア　指定したクライアントパソコンに対して、Ｗｉｎｄｏｗｓ更新プログラムを配布し、自動的に更新プログラムの実行を行う等のセキュリティパッチを適用する機能を有し、クライアントパソコン毎の更新プログラムの適用状況が管理コンソールで確認できること。

イ　プログラムの追加と削除に表示されるソフトウェア情報を収集する機能を有し、指定したバージョンのソフトウェアがインストールされていない場合、管理者にて最新化へ誘導する機能を有すること。

ウ　クライアントパソコンのスクリーンセーバーパスワードの有無を確認する機能を有し、またＢｉｔＬｏｃｋｅｒ及び他サードパーティ製品によるハードディスクを暗号化した際に生成される回復キーを収集し、管理できること。

エ　管理者が指定した利用禁止アプリケーションがクライアントにインストールされていないかどうかをチェックし、インストールしている場合は警告を出す機能を有すること。

⑹　利用制限

ア　管理者が許可していないＵＳＢメモリ等のＵＳＢ媒体の使用を禁止する機能を有すること。違反者には警告メッセージを表示し、管理者側にも通知できること。

イ　ＵＳＢメモリをクライアントコンピューターに挿入することで管理台帳に登録されているデバイス名、シリアルナンバー、ベンダーＩＤと照合が行われその所在確認を一括管理でき、管理台帳に反映できること。また、所在確認を行う期間は任意で設定でき、期間を超過しても所在が確認できていないＵＳＢメモリに対しての使用制限が自動で行えること。

⑺　資産管理

ア　ハードウェア資産情報を自動的に収集する機能を有すること。自動収集の項目は以下のとおりとする。

・ＣＰＵ関連
　ＣＰＵ数、ＣＰＵコア数、ＣＰＵタイプ、ＣＰＵ周波数
・メモリ関連
　メモリサイズ
・パソコン関連
　システム製造元、システムモデル、システムシリアル
・ネットワーク関連
　ネットワークカード、ネットワークのカテゴリ、ＭＡＣアドレス、ＩＰアドレス割り当て方式、ＩＰアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイ、デフォルトゲートウェイ（ＭＡＣアドレス）、ＤＮＳ
・ハードディスク関連
　ドライブ数、ドライブ（認識名、種別、空き容量、全容量、暗号化状態、暗号化方式）また本システムを導入できないコンピューターの資産情報を、資産台帳へ直接アップロードするツールを提供すること。

イ　ソフトウェア資産情報を自動的に収集する機能を有すること。自動収集の項目は以下のとおりとする。

・ＯＳ名
・サービスパック名

・ウイルス対策ソフトウェア名
・インストールソフトウェア名

ウ　資産管理情報を手動で追加できる機能を有すること。追加項目は、機器管理番号、登録日、導入責任者、購入形式、購入日、購入先、購入金額、リースまたはレンタル情報（開始日、終了日、取引先、経費、管理番号、契約番号）、管理部署、管理者、使用部署、使用者、設置場所及び備考とする。

エ　ソフトウェア情報と管理者が入力したソフトウェア(保有ライセンス）情報を比較し、ソフトウェアライセンス数の利用状況を確認し、ライセンス違反をチェックする機能を有すること。